

開催日：令和 7 年 3 月 11 日

会議名：令和 7 年第 2 回定例会（第 5 日 3 月 11 日）

○西本ちかこ それでは、お許しをいただきましたので、私から大きく 4 点、質問をさせていただきます。

まず 1 点目、令和 7 年度当初予算の中から個別避難計画策定について、お伺いいたします。

個別避難計画の策定は、国において、平成 16 年の風水害により災害時要援護者の避難支援ガイドラインを作成、対策について方針が定められ、その後、平成 20 年の東日本大震災の発生後、検討会や改定が行われ、平成 25 年に避難行動要支援者名簿規定の創設、令和 3 年に作成を市町村において努力義務化されました。5 年間をめぐり、令和 8 年度には作成を目標とされているとのことです。

高齢化がどんどん進む中で、昨年の能登半島地震、大雨による水災害、このたびの大船渡の山火事など、昨今の日本全国での災害を見ましても、また、いつ起こるか分からない南海トラフに備えても待ったなし、迅速な取組が必要であると考えます。

災害時避難行動要支援者名簿の対象者が個別避難計画策定の対象者であると理解をいたしますが、改めて個別避難計画の目的と内容、対象人数、予算の内訳について、お聞かせください。

○澤田福祉部長 個別避難計画の目的、対象人数、予算内容についてです。

目的としましては、災害時の避難先や避難経路等をあらかじめ対象者ご自身で決めておくことにより、災害時の円滑な避難に役立てることや防災意識の向上等であります。対象人数は約 7,000 人であり、要介護認定 3 から 5 の方や身体障害者手帳 1、2 級を所持している方など、要介護度や障害者手帳の等級などの高い方を対象としております。

予算の内容としましては、計画作成がご自身では困難な方への支援を実施するため、日頃関わっておられる福祉事業者等への作成業務委託料のほか、計画様式を送付する郵送料等の事務経費を計上しております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

では、民生委員・児童委員が把握をする 70 歳以上の独り暮らしの高齢者名簿、また、75 歳以上の方のみで構成された世帯の高齢者名簿については、対象としている自治体もあるようですが、いかがでしょうか。

○澤田福祉部長 独り暮らし高齢者名簿等の対象者が計画作成対象者となるかについてでございます。

対象者は、要介護度や障害者手帳の等級などに基づいて決定されているため、世帯の状況によります。

○西本ちかこ 要介護度や障害程度区分によることなく、75歳以上の独り暮らしの高齢者について対象とされている自治体がありますので、こちらについてもご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、障害や要介護の級数が高いなど、ご本人やご家族だけではなかなか記入が進まないと思います。できるだけ早く1件でも多くの個別避難計画の作成を進めるためには福祉事業所等への作業業務をお願いすることは必要なことだと考えます。今予算の福祉事業所等の作成業務委託料、また、件数を想定しておられるのか、また、依頼方法について、お聞かせください。

○澤田福祉部長 作成業務委託につきまして、令和7年度当初予算では1件当たり、基本業務委託料4,000円、加算業務委託料3,000円、件数は600から650件程度を想定しており、対象者と日頃関わりのある福祉関係の事業所等へ市から電話や直接訪問等を行い依頼する予定です。

○西本ちかこ 市から電話や直接訪問などを行って依頼をいただくということで、ありがとうございます。

現在の災害時避難行動要支援者が約7,000人ということですが、令和6年3月議会議事録によりますと、昨年は対象者7,600人から、施設入所者や長期入院中、死亡や転出、要介護度の変更などにより、対象者が減り、6,225人ということで、そのうち作成を希望された方は1,900人、希望されない方は1,000人とありました。今後希望された1,900人の方に個別避難計画を策定するということで理解をいたしました。希望者の策定計画の進め方、現在の作成状況、新たな希望者の追加予定について、お聞かせください。

○澤田福祉部長 希望者への計画策定の進め方などについてです。

令和6年度は降水時の浸水の深さが5メートル以上の地域にお住まいの方、約750人に作成通知を発送し、作成状況は令和7年2月末時点で368件となっております。令和7年度は浸水の深さが3メートル以上の地域にお住まいの方へ作成通知を発送する予定にしております。

なお、新たに避難行動要支援者名簿の対象となった方につきましては、毎年計画策定規模の有無について意向調査を行ってまいります。

○西本ちかこ　ありがとうございます。

では、地域、庁内各課や地域保健福祉センター、福祉施設とも連携し、どのように活用されるのか、お聞かせください。

○澤田福祉部長　地域、庁内各課、保健福祉センター等との連携等についてです。

庁内関係課につきましては、日頃から、国及び府からの情報や地域の方からのご意見について情報共有を図っております。また、地区保健福祉センターにつきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、災害発生時の地域の中心となって安否確認を集約する役割を担っていくものと考えております。

地域との連携につきましては、平常時において、情報提供に同意のあった方について、民生委員・児童委員の皆様に避難行動要支援者名簿を提供し、地域の見守り活動にご活用いただいております。災害発生時は安否確認を最優先とするため、同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に情報提供をし、避難支援や安否確認に活用してまいります。

○西本ちかこ　地域防災計画には、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から医療、介護、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に関わる関係者と連携して、個別避難計画の作成に取り組むとあります。また、市の消防機関、茨木警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地区福祉委員会、自主防災組織など、避難支援者等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意により、あらかじめ個別避難計画を提供しとあります。平常時から多くの関係者と連携して、作成や情報提供を共有するように記載があります。民生委員・児童委員は守秘義務もあることから、これらの情報を地域で共有することができず、成り手不足や欠員も多く、負担が大きいと思います。もう少しご近所、自主防災会など、情報共有範囲を広げてはと考えますが、いかがでしょうか。

○澤田福祉部長　避難支援等に携わる関係者への情報提供についてです。

災害発生時は安否確認を最優先とするため、同意の有無にかかわらず、本市の消防、茨木警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織等への情報を提供し、避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を行ってまいります。なお、平常時の情報提供につきましては、個人情報保護とのバランスを考慮しつつ対応していく必要があるものと考えております。

○西本ちかこ　個人情報保護とのバランスが必要であるということが分かりました。

避難が必要な有事の際、要介護3から5の方や精神障害1級など支援が必要な避難行動要支援者が、避難支援実施者へ自身で連絡ができるのでしょうか。避難支援実施

者が駆けつけるまで、民生委員・児童委員以外にも個別避難計画所持者であることが分かる方が近隣に必要ではと考えます。

個別避難計画の避難支援実施者の欄は2人分しか枠がありません。もちろんご本人の同意を得てですが、近隣の方、自主防災会、自治会長という欄を作成いただき、情報共有者の範囲を広げていただいてはいかがでしょうか。

○澤田福祉部長 自主防災会、自治会長等を、避難支援実施者に追加することについてです。

現状の様式におきましても、避難支援実施者として記入いただくことは可能となっておりますので、計画作成者の記入に要する負担の軽減という観点等も考慮し、改めて項目を追加する考えはございません。

○西本ちかこ では、避難行動要支援者に個別避難計画の作成を進めている、また、個別避難計画が必要で作成中であることを、地域の方やご家族に知っていただくことは大変重要であると考えます。周知についてはどのようにされているのか、お聞かせください。

○澤田福祉部長 計画作成の周知についてです。

計画作成の趣旨や内容等について、市内の福祉関係の事業所や民生委員・児童委員へ説明を行ったほか、各地区保健福祉センターで各エリアの福祉専門職の方にも説明を行い周知に努めているところです。

○西本ちかこ 各地区で説明を行っていただいたということですが、説明を聞かれた民生委員・児童委員の方のご反応はいかがでしたでしょうか。負担の大きさについてなど、ご意見はなかったでしょうか。

○澤田福祉部長 民生委員・児童委員のご意見についてですが、民生委員・児童委員の皆様からは特に否定的なご意見はなく、おおむね協力的なご意見をいただいております。

○西本ちかこ 説明会には、各地域の民生委員の長の方が参加をされたと、お聞きしました。民生委員は何か所か欠員が出ているのも現状です。もし避難をするような災害が起きれば、ご自身の家族も避難が必要で、要支援者名簿を民生委員だけが共有していることへの不安も聞いております。地域で活動されている民生委員・児童委員のお声も吸い上げていただくよう、要望をさせていただきます。

また、現時点での課題をどのように捉えられているのか。これからの予定について、

お聞かせください。

○澤田福祉部長 現状の課題と今後の予定についてです。

作成に時間を要することや、今後の更新頻度、管理方法等について検討が必要と認識しております。今後も引き続き、日頃から地域住民同士の交流やつながりのある地域づくりを進め、地域の福祉関係の事業者や施設等とも連携することにより、さらなる地域の活性化を図り、地域で見守り合える災害に強いまちづくりを進めてまいります。

○西本ちかこ 北部地震の災害対応検証によりますと、10日後には全ての要配慮者の安否確認を完了されたと記載がありました。ですけれども、当時と比べ、何度も申し上げますが、民生委員・児童委員の成り手が減っております。また、コロナ禍を経験し、より地域のつながりが希薄化しており、要介護認定を受けていなくても高齢おひとり暮らしの方や支援が必要な方がおられます。お連れ合いの方が施設に入られ、お一人になられた方など、自治会の脱退も増加をしております。

担当課にとって、取りまとめは本当に大変なことと思いますが、個別避難計画が避難を助けるためのものでないということは理解をいたしますけれども、災害時避難行動要支援者が避難支援実施者に連絡をし、希望されている指定避難所に行くことができるのか、行かれたとして受入れができるのか、この先も課題は多くあります。

災害時に安全な場所へ避難できるよう、その行動と支援につながるためにも個別避難計画が作成を希望された一部の方のみで、ただの啓発に終わることのないよう、生かしていただけるように迅速な取組と地域でのより広い範囲での共有をいただくことを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、避難所について、お伺いします。

令和7年度予算に上げられています備蓄物資について、どのような内容か、お聞かせください。

○寺西危機管理監 定期更新分に加え、府の備蓄方針の見直しにより、新たに位置づけられました携帯用トイレや、災害救助法に住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が追加されたことにより、対応するブルーシートの展張に必要な防水テープなどの資材でございます。

○西本ちかこ では、能登半島地震や大船渡の山火事など、近年の大規模災害等を踏まえ、物資を拡充された点があれば、お聞かせください。

○寺西危機管理監 能登半島地震等の大規模災害などを踏まえ、府の備蓄方針においては、衛生面を考慮した洋式水洗等の災害用トイレの確保などが明記されたことから、本市でも自動ラップ式トイレや携帯トイレの拡充を予定しております。また、国の防災基本計画において、避難所開設当初から良好な生活環境の確保に努めることとされたことから、国の通知等に基づき、まずは要配慮者の方々から迅速かつ臨機応変に設置できるよう、パーティションや簡易ベッドなどを拡充してまいります。

○西本ちかこ まずは要配慮者から迅速かつ臨機応変に設置できるよう、簡易ベッドやパーティションを拡充するとのご答弁でした。

では、この簡易ベッドやパーティションは市内75か所全てに少しずつ設置をされるのか、どのような予定か、お聞かせください。

○寺西危機管理監 各避難所の保管スペースの収容能力に限度があることから、協定を締結している民間企業の市内倉庫に保管する予定であり、避難所の状況に応じて対応してまいります。

○西本ちかこ 簡易ベッドやパーティションは、能登半島地震の際にも使われており、これからの避難所には必要です。有事の際にはご協力をいただける民間企業の市内備蓄倉庫から迅速に避難所に設置できるよう、よろしくお願いをいたします。

新潟大学医歯学総合研究科の榛沢特任教授によりますと、災害大国である日本ですが、避難所の状況は世界基準からかけ離れており、トイレ、キッチン、ベッドの導入をイタリアに学ばれています。イタリアでは被災翌日には家族ごとに入れる大きなテントが避難所に並び、中にはカーペット、人数分のベッドがあるそうで、翌日には温かい料理がプロの手によって作られています。台湾地震の際の迅速で充実した避難所も記憶に新しいです。日本での災害支援は困っている人を助ける個人救済で、イタリアでは市民社会生活保護の観点から、被災した地域の人たちが早く仕事に復帰し、生活サイクルを回していけるようにしているとのことでした。

先ほどのご答弁にもありましたように、国の防災基本計画で、避難所開設当初から良好な生活環境の確保に努めることとされ、それに基づいていかれるとのこと。政府は、防災庁を設置する予定で、国として取り組むべき課題も大きいですが、本市としても避難所の良好な環境を目指し、日頃から準備に取り組んでいただきますように、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、災害時協力井戸について、お伺いをいたします。

昨年3月議会で質問をさせていただき、本市には災害時協力井戸が101か所あるとのご答弁をいただきました。その後、報道でも目にしましたので確認をさせていただきます。

井戸の所有者とはどのような約束を交わされ、近隣の方や防災組織への周知はどのようなになっていますでしょうか。

○寺西危機管理監 茨木市災害時生活用水確保事業実施要綱に基づき、提供者の遵守事項としまして、災害時には協力できる範囲内において自主的に井戸水の提供を行っていただくことや、平常時において井戸及びその周辺を整理し、清潔にさせていただくことなど定めております。

次に、周知の方法につきましては、登録された個人や事業者の方に対しては、登録標識を交付し、掲示していただいております。また、同意いただいた井戸につきましては、大阪府地図情報システムや本市地図情報サイトにおいて、位置情報などを公開しております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

昨年、質問の際に申し上げましたが、能登半島地震では日頃飲み水として使っていない井戸水がとても役に立ち、煮沸をしてコーヒーフィルターを使用し飲んだことが、水がない中で大変助かったとお聞きました。ぜひ災害時にご協力をいただけることに感謝をし、災害時協力井戸の101か所の方々に対しまして感謝をし、日頃から情報交換をいただきたいと思います。

最後に、職員研修について、お伺いをいたします。

災害に特化した防災チーム、もちろん危機管理課がそれを担われていることと思いますが、例えば南海トラフを想定し、指令塔になられる方の研修プログラムなど、また、省庁や被災経験自治体に出向くなどの研修の機会はございますでしょうか。

○寺西危機管理監 災害対策本部運営などの災害対応に関する知見を深めるため、内閣府が主催する防災スペシャリスト養成研修や、人と防災未来センターが主催する災害対策専門研修などを受講するとともに、被災自治体の災害対応の経験などを聞く研修等にも積極的に参加しております。

○西本ちかこ ありがとうございます。安心をいたしました。

茨木市も被災経験があるわけですが、その経験と検証結果を生かし、ぜひ多くの研修の機会を、これからもご経験をいただき、本市の防災訓練や最新の避難所設置に生かしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、3問目、香害、化学物質過敏症について、質問させていただきます。

これまでも化学物質過敏症については、他の議員からも議会質疑がされており、本市ホームページでもご掲載をいただいているところですが、市民の方から公共施設や病院に周知啓発をいただきたいといったご相談をいただいております。合成洗剤や柔軟

剤、消臭除菌スプレー、芳香剤、香水、シャンプー、リンスなどの日用品に含まれる香料などの化学物質が原因で引き起こされる体調不良や健康被害、その症状は頭痛や吐き気、せきなどの呼吸症状、目や鼻の痛み、思考力低下、自律神経症など多岐にわたります。

化学物質過敏症を発症する人が増加しているとの報道も目にいたしました。ご相談者もお隣の洗濯物の柔軟剤の香りや配達業者の方の香りに体調が悪くなり、窓を開けることができない、複数の人に関わる仕事もできず、一人の仕事を選択しておられ、通院の際にも他の患者や看護師による柔軟剤の香りに通院を控えざるを得ない、また、図書館の本も借りることができなくなっておられます。また、そのことを周りの人に理解いただけないことで二重に苦しんでおられます。最近の柔軟剤は消臭効果と香りの持続性を高めるため、徐放性を持たせ、その技術は高まっています。徐放技術とは香りを持続させるために成分をマイクロカプセルに閉じ込めて、一定の時間にわたり少しずつ放出させることができ、成分の効果をより持続的にすることで、香りの持続性がうたい文句となっています。ですが、このマイクロカプセルの大きさは空気の汚れとして知るPM2.5と同じくらいで、体の中、肺胞にも届くと言われ、健康被害や環境汚染も引き起こしています。これが香りの害である香害、新しい公害と言われ、社会問題にもなっています。

そこで、お伺いします。本市の化学物質過敏症の方への理解と取組について、改めて、お聞かせください。

○小西健康医療部長 化学物質過敏症につきましては、微量な生活環境中の化学物質に反応して生じる様々な症状や、化学物質過敏症であると気づかずに潜在的に苦しんでおられる方々が一定数おられるものと認識しております。

本市の取組につきましては、保健師の健康相談における化学物質過敏症の相談に対し、症状や対処方法、専門的な相談先等の周知に努めるなど、適切な対応に努めております。また、広報誌において、年1回、市民の皆様への理解を深めるための記事を掲載するとともに、市ホームページにも同様の内容を掲載しております。

○西本ちかこ 広報誌においても、年に1回ご案内をいただいているということで、ありがとうございます。

では、香害対策も必要だと考えますが、お考えを、お聞かせください。

○小西健康医療部長 化学物質過敏症の原因の一つである香害につきましては、香りつき製品を使用する場合、周りの方に配慮をしていただくなど、多くの方に正しくご理解いただけるような周知が必要と考えております。本市といたしましては、市のホームページをはじめ、国の啓発ポスターや独自チラシを作成し、全庁的に共有すると

ともに、必要とされる関係団体等に配布するなど、周知啓発に努めております。今後とも丁寧な周知啓発に努めてまいります。

○西本ちかこ ホームページの掲載は、やはりそのワードを検索しないと出てこないということもございます。現在はチラシも共有をいただいておりますが、庁内にはチラシ、ポスターが掲示がなされていないといった現状がございます。香害、化学物質過敏症に対する理解をより深めていただくためにも、図書館や市役所の市民課など、多くの市民が来られる場所にチラシやポスターを掲示いただき、また、関係団体や医療機関などへもポスター掲示など、周知啓発を要望させていただきまして、この質問は終わらせていただきます。

大きな4問目、街路樹再整備方針についてです。

令和7年度予算の街路樹再整備方針の策定について、魅力ある景観形成や安全確保を図るため、街路樹の適正な維持管理等の方向性を定めた再整備方針を策定するとあります。内容について、お聞かせください。

○藤田建設部長 内容についてです。

令和7年度は2,500本の街路樹の簡易診断と、老木化している樹木の更新や、樹種ごとの目標樹形の設定及び適切な選定基準、また、令和6年度いただいた市民の皆様からのご意見を踏まえ、街路樹のイメージの改善や向上に向けた街路樹再整備方針の策定に取り組んでまいります。

○西本ちかこ では、樹種ごとの目標樹形の設定、適切な選定基準について、どういうことか、詳しくお聞かせください。

○藤田建設部長 樹種ごとの目標樹形の設定、適切な選定基準についてです。

街路樹の持つ緑陰確保や景観形成などの役割や効果を発揮するため、歩道幅員や樹種本来の樹形を踏まえた上で、管理目標樹形を定め、選定の時期や選定頻度などの選定基準を検討してまいります。

○西本ちかこ では、再整備方針の策定に向けて、これまではこういった取組をしてこられたのか、お聞かせください。

○藤田建設部長 令和5年度から、街路樹の健全性を把握するための樹木簡易診断と、街路樹のある道路の現況調査による課題や諸問題の整理、分析を行いました。

今年度は、再整備方針策定するに当たり、3つの地域の住民の皆様との意見交換会や、街路樹ワークショップを実施し、市民の皆様にご意見をお聞きする取組を行いました。

した。

○西本ちかこ では、令和５年度に行われた樹木の簡易診断、街路樹のある道路の現況調査による課題や諸問題の整理、分析をされたということですが、どのような課題が見られたのか、お聞かせください。

○藤田建設部長 街路樹の成長による標識、信号機、照明灯にかぶることでの視認性の低下、歩道の根上がりによる段差、交差点付近の街路樹による見通しの悪化、狭い歩道上の街路樹による通行支障などが見られました。

○西本ちかこ では、地域の意見交換会を行った地域を選ばれた理由と参加人数、また、どのような意見が出たのか、お聞かせください。

○藤田建設部長 意見交換会は、ケヤキ並木やイチヨウ並木のある郡山地域や山手台地域、道路上に桜が植栽されて安全面で課題が見られる春日丘地域で実施し、３９人の方にご参加いただきました。主なご意見としまして、街路樹に愛着を持たれ、現在の街路樹を残していくこと及び道路の安全性の確保と美しい町並みとの共存を求められていること。また、地域で行っている落ち葉の清掃活動が高齢化の進展により負担が年々増加していることが、３つの地域の共通した課題となっております。

○西本ちかこ ありがとうございます。

ケヤキ並木やイチヨウ並木のある郡山地域、山手台地域、また、道路上に桜が植栽され、安全面で課題が見られる春日丘地域ということで、本市では代表的な街路樹並木のある地域で意見交換会を行っていただいたということで、並木に対するご意見は、街路樹に愛着がある、残していくには道路の安全性の確保が必要で、美しい町並みを望むが落ち葉の清掃が課題ということが分かりました。

では、ワークショップの参加人数や内容はこういったものだったのでしょうか。

○藤田建設部長 ワークショップは、２月と３月に２回実施いたしました。

第１回は２２人、第２回は１６人の方にご参加いただきました。主な参加者は市内在住、在勤及び市内の大学に通う大学生にご参加いただきました。

第１回のワークショップでは、茨木市の街路樹のよいイメージと悪いイメージについて、グループワークをしていただき、第２回のワークショップで、よいイメージの向上、悪いイメージの改善のプラン検討について、グループワークしていただきました。

○西本ちかこ よいイメージ、悪いイメージと、それぞれの向上、改善プランについてはどういったご意見が出たのか、お聞かせください。

○藤田建設部長 よいイメージとしては、季節が感じられる、景観がよい、癒やし効果などのご意見があり、悪いイメージとしては、樹形、歩道の根上がり、落ち葉などのご意見がありました。

イメージの向上プランとしては、情報発信やイベント開催、環境学習を通じて向上させる、また、安全対策や落ち葉対策、樹形と緑陰形成によりイメージを改善させるプランなどのアイデアがございました。

○西本ちかこ ありがとうございます。

2回のワークショップでは、街路樹近隣にお住まいということは関係なく、市内在住、在勤、市内の大学に通う大学生にご参加をいただき、よいイメージとしては、季節が感じられる、景観のよさ、癒やしであり、悪いイメージとしては、根上がりや落ち葉などといった、それぞれの向上、改善プランについても情報発信、イベント、環境、学習といったご意見を伺えたということが分かりました。

では、それらを踏まえて、今後の本市の街路樹についてどのような方向性をお持ちなのか、お聞かせください。

○藤田建設部長 今後は、通行車両、自転車、歩行者の安全の確保、また、まちの魅力を高め、良質な街路景観の形成など、安全面と景観面のバランスを意識した街路樹の適切な管理を目指した方針の策定に取り組んでまいります。

○西本ちかこ まずは街路樹再整備方針を令和7年度中に策定をされ、建設管理課と公園緑地課が連携をされ、進めていかれるということをヒアリングでお聞きをしました。市民の意見が取り入れられた計画は市民との共創ということで、より市民の方にとって理解も深まるきっかけになることと思います。これからも市民の方には、本市がまちの魅力ある景観形成を目指している、また、この街路樹再整備方針についてご理解をいただくことが重要であると考えます。台風に備えて、また落ち葉が落ちる前に短く剪定された街路樹を目にすることがよくあります。落ち葉が落ちる前にぱっきり剪定くださいとの市民の方の問合せにも丁寧に説明をいただきたいと思います。

何年かかけて、新たに植樹をする樹木を選ばれることになると思います。住宅に隣接している道路には大きく成長しにくい樹木を植えるなども、今後検討していかれると、お聞きをいたしました。一度植樹をすると何十年もかけて樹木は成長し、まちを彩ります。一般的に街路樹はほとんどが落葉樹だそうですが、落葉樹は夏、木陰になり、冬には葉を落として日が当たる、常緑樹は1年を通して緑の葉を茂らせているそ

うです。

吹田市の住宅街には突如現れる三色彩道がありまして、タイワンフウ、トウカエデといった様々なカエデなどの街路樹がございます。航空写真に写る住宅街の中に赤く染まる街路樹が有名になったそうで、とても美しい町並みをつくっています。山手台のイチョウ並木も以前写真を撮りに行きましたが、少し寂しくなったように思います。

ワークショップのよいイメージにもありましたように、街路樹は景観をよくし、環境保全に寄与し、癒やしや自然、季節を感じることができます。定期的な剪定や落ち葉清掃などの管理コストは、一方では課題です。

先日、おにクルの市民活動センターきゃぱすで行われたワークショップに参加をいたしました。落ち葉でバイオネスト作りをされる市民活動のグループのお話を聞きました。落ち葉も資源、ごみ処理場に運ぶ車も落ち葉を燃やすのにもCO₂を排出しています。落ち葉も食物連鎖に大切な資源として集めて生かす活動を始められていました。それを堆肥にできるような仕組みづくりも必要ですし、そういったこの活動が地域に広がればと感じました。

文化・子育て複合施設のおにクルやダムパークいばきたなど、これからますます他市からお越しいただく方々にはもちろん、何より本市にお住まいの方々にとって、歩きたくなるまち、魅力的な街路樹、まちの景観形成に努めていただきますよう期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。